

## 町長との対話集会 開催要領

### 1 目的

町民との「協働」による理念のもと、町内で活動する各種団体・グループのもとへ町長自らが出向き、町政に関する特定のテーマについて、直接対話を通じて身近なまちづくり施策に町民の声を反映させるとともに、町民の町政への関心と参加意識を高めることを目的とする。

### 2 対象となる団体等

町内に居住、通勤または通学している者で構成される団体等とする。ただし、次に該当する団体等は対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的な団体等
- (2) 町議会に対する請願、陳情または町に対する要望書を提出している事項を対話の目的とする団体等
- (3) 公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれがある団体等
- (4) その他、事業の趣旨に照らし適当でないと認められる団体等

### 3 実施方法

- (1) 応募団体と町長によるフリートーク方式とし、5名から10名程度の参加者が1時間程度の意見交換を実施するものとする。
- (2) 対話集会の出席は、応募団体、町長、町長公室とする。

### 4 開催時期

多度津町が指定する期間のうち、応募団体と調整のうえ決定する。なお、開催決定を受けた団体等との実施は、年度中1回限りとする。

### 5 開催場所

- (1) 開催場所は、応募団体の手配とする。
- (2) 開催場所にかかる費用等は、応募団体の負担とする。

### 6 テーマ

申し込みの際にあらかじめ選択したテーマ、内容に基づき意見交換を行う。

テーマは以下から選択し、単なる苦情や交渉、要求等は対象としない。

- ①健康・福祉
- ②生活環境・安全安心
- ③教育・生涯学習
- ④産業・経済
- ⑤観光・文化芸術
- ⑥移住定住・交流

## 7 応募方法

別紙の町長との対話集会申込書に必要事項を記入のうえ、指定期日までに町長公室へ提出するものとする。

## 8 開催の決定

申込書の内容を確認し、申込み多数の場合は抽選のうえ、開催の可否を応募団体等に連絡することとする。

なお、開催決定の通知後であっても、緊急時等、やむを得ない事態が発生した場合は、開催を取りやめることがあるので留意すること。